

基金管理・制度運営委員会（平成25年7月24日）の概要について

平成25年7月24日に開催された基金管理・制度運営委員会の概要は以下のとおりです。

1. ポイントの発行・商品交換の申請窓口の設置状況、登録工事業者、交換商品等提供事業者等の状況、ポイントの発行申請の状況（平成25年7月22日時点）等について、以下の通り報告され、今後より一層制度の周知を図るべき等との意見が出された。

ポイントの発行・商品交換の申請窓口の設置状況

都道府県	申請窓口数	都道府県	申請窓口数	都道府県	申請窓口数	都道府県	申請窓口数
北海道	18	東京都	56	滋賀県	17	香川県	5
青森県	9	神奈川県	27	京都府	8	愛媛県	10
岩手県	7	新潟県	21	大阪府	27	高知県	8
宮城県	15	富山県	4	兵庫県	29	福岡県	15
秋田県	15	石川県	9	奈良県	4	佐賀県	7
山形県	8	福井県	7	和歌山県	11	長崎県	12
福島県	15	山梨県	10	鳥取県	4	熊本県	14
茨城県	9	長野県	19	島根県	15	大分県	15
栃木県	29	岐阜県	15	岡山県	17	宮崎県	12
群馬県	10	静岡県	17	広島県	22	鹿児島県	15
埼玉県	22	愛知県	27	山口県	10	沖縄県	10
千葉県	26	三重県	33	徳島県	5	計	720

登録工事業者、交換商品等提供事業者等の状況

	登録数等
登録工事業者(全国型)	399
登録工事業者(単県型)	39,186
登録建築材料	1,323
供給業者	7,180
木材製品	596
木質ペレットストーブ及び薪ストーブ	636
交換商品提供事業者	375
森林づくり・木づかい寄附団体	105

ポイントの発行申請の状況

	申請数
木造住宅／内装・外装木質化	26
木材製品／木質ペレットストーブ・薪ストーブ	4

2. 木材利用ポイント事業においては、

①対象地域材は、(ア)産地等が証明されるものであり、(イ)基金管理・制度運委員会が、資源量が増加しているものであって、事業目的に照らし適切と認めた樹種であること

②対象工法は、樹種又は地域を定める工法であって、都道府県協議会の推薦を受け、基金管理・制度運営委員会が事業目的に照らし適切と認め、指定するものとされている。

今般、対象地域材の樹種及び対象工法について、国内外から合計4件の申請があったので、これについて審査が行われた。審査の結果、申請のいずれについても、データが十分ではなくさらに精査が必要である等の指摘があり、申請者に追加のデータ等の提出を求め、次回の委員会において引き続き審査することとされた。